景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

**松任北安田南部**

|  |  |
| --- | --- |
| 届　出　者 |  |
| 行為の場所 |  |
| 周辺景観の特　　　性 |  |

【松任北安田南部】（まちづくり景観形成基準）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 住み良いまちづくりを推進するために必要な事項 | 配慮・措置の内容 | ※適否 |
| 一般住宅地区、住居・業務調和地区、沿道サービス地区（以下、**一般、住居、沿道**） |
| 土地利用及び建築物等に関する事項 |
|  | 用途制限 | * 建築基準法の以下の項で規定する建築物の他、次に掲げる建築物を建築してはならない。

（地区計画基準） |
|  |  | **一般** | 別表第２（ほ）項で規定する建築物 |  |  |
|  |  | 1. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
 |  |  |
|  |  | 1. 葬儀場その他これに類するもの
 |  |  |
|  |  | 1. 畜舎、サイロ
 |  |  |
|  |  | 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項各号及び同条第６項各号に掲げる営業の用に供する建築物
 |  |  |
|  |  | 1. ホテル、旅館
 |  |  |
|  |  | 1. 工場(自動車修理工場及び第２種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く)
 |  |  |
|  |  | 1. 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設
 |  |  |
|  |  | 1. 単独自動車車庫(附属車庫を除く)
 |  |  |
|  | **住居** | 床面積の合計が３，０００㎡を超える建築物及び別表第２(と)項に規定する建築物ただし、用途地域が第一種住居地域の区域については、別表第２（ほ）項で規定する建築物 |  |  |
|  | 1. 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
 |  |  |
|  | 1. カラオケボックスその他これに類するもの
 |  |  |
|  | 1. 倉庫業を営む倉庫
 |  |  |
| **沿道** | 別表第２（と）項で規定する建築物 |  |  |
| 敷地面積 | * 200㎡以上。ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日においてそれ未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。（地区計画基準）
 |  |  |
| 位置 | * 道路境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は、1.0ｍ以上とする。ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした独立自動車車庫については、この限りでない。（地区計画基準）
 |  |  |
| 高さ | * １５ｍかつ４階以下（地区計画基準）
 |  |  |
| 建築物等の形態又は意匠の制限 | 形態・意匠 | * 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機・オイルタンク）等は、道路から見えない箇所に設置するか目隠しを施し、景観形成に配慮する。
* 安全と安心のまちづくりに配慮したポーチ灯を各戸に設置しなければならない。（まちづくり協議会基準：前面道路より１ｍ以内の場所に設置し、高さは概ね１ｍ前後とする。）
 |  |  |
|  | **一般** | 1. 建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした、低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。ただし、準住居地域が過半を占める敷地については、この限りでない。（地区計画基準）
 |  |  |
|  | **住居** |
| **沿道** | 1. 周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。（地区計画基準）
 |  |  |
| かき又はさくの構造 | * 道路境界から1.0ｍの範囲にあるかき、さくの設置については生け垣を基本として緑化に努めるものとする。また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より0.6ｍ以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。（地区計画基準）
 |  |  |

【松任北安田南部】（景観法に基づかないその他の基準）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | その他の基準 | 配慮・措置の内容 | ※適否 |
| 一般住宅地区、住居･業務調和地区、沿道サービス地区 |
| 土地利用及び建築物等に関する事項 |
|  | 建築物等の形態又は意匠の制限 | 屋外広告物等 | * 法令及び石川県条例を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮する。ただし屋上広告物は設置してはならない。
 |  |  |
| * 点滅灯及び回転灯の類は使用しないことを基本とする。
 |  |  |
| その他 | * 自動販売機を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮し、道路境界線から１ｍ以上の後退させるものとする。
 |  |  |
| * 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第５号に定める（俗称「アダルトビデオ・アダルト雑誌」等の自動販売機を設置してはならない。
 |  |  |
| * 区画道路での駐車をしてはならない。
 |  |  |

備　考

１．配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。

２．※欄は記入しないでください。（協議会もしくは市で記入します）